

# 令和 6 年度障害福祉サービス等 報酬改定について

生活介護、短期入所、施設入所支援

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。  
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

## 改定事項

- (1) 生活介護
- (2) 短期入所
- (3) 施設入所支援

# (1) 生活介護

## 概要

- ① 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し
- ② 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等
- ③ その他

# 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

### 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

## ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

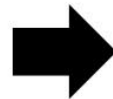
## ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間 10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間 11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間 12時間以上	400単位/日

## ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

項目	改定概要
常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 <b>【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数等</b>
人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 <b>【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日等</b>
喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 <b>【新設】30単位／日</b>
入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 <b>【新設】80単位／日</b>
基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 <b>【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日等</b>

項目	改定概要
リハビリテーション職の配置基準	高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（自立訓練（機能訓練）も同様。）
リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し	リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

Q.  
生活介護における所要時間に応じた基本報酬を算定する際の配慮事項について、送迎に要する時間の考え方は。

A.  
利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

Q.  
平日の営業時間が9時～16時（7時間）の事業所において、土日祝日の営業時間を平日と異なり9時～12時（3時間）と短時間としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を7時間として算定して良いか。

A.  
土日祝日において、運営規定に定める営業時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間（この場合においては3時間）で報酬を算定すること。

なお、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、この限りではない。



## (2) 短期入所

### 概 要

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等の充実等

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等の充実等

項目	改定概要
緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	<p>短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。</p> <p><b>【見直し後】福祉型270単位／日、医療型 500単位／日</b></p>
福祉型強化短期入所の類型の追加 <b>【新設】</b>	<p>医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。</p> <p><b>【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）区分3 977単位／日等</b></p>
医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	<p>福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。</p> <p><b>医療的ケア対応支援加算120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算30単位／日</b></p>
医療型短期入所受入前支援加算 <b>【新設】</b>	<p>医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。</p> <p><b>【新設】1,000単位／日（1回を限度）</b></p>
指定申請書類の簡略化	<p>医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。</p>

## (3) 施設入所支援

### 概 要

- ① 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組
- ② 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等の充実等

# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

## ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等の充実等

項目	改定概要
夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 <b>【見直し後】 60単位／日 + 35単位／日 × 1 を超えて配置した人数</b>
通院支援加算 <b>【新設】</b>	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 <b>【新設】 17単位／日</b>

おわりに

# 提出書類について

## 【変更や加算の算定希望がある場合に提出が必要な書類】

- 変更届出 令和6年4月24日まで
  - 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表）
  - 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表
  - その他、必要書類
- その他の新設される加算についても、該当するものについては、上記と同様に届出をするようにお願いします。

# 質問について

- HPに掲載の質問票にてFAXでお願いします。
- 電話や窓口での質問はご遠慮ください。  
(電話や窓口で質問された場合も、質問票のご提出を求める  
ことがございます。)
- 回答にはお時間をいただきますのでご了承ください。